

環境・農水常任委員会 資料
令和2年(2020年)10月5日(月)
琵琶湖環境部

令和2年度9月補正予算案

(一般会計補正予算(第7号) 関連)

(琵琶湖流域下水道事業会計補正予算(第1号) 関連)

主な事業概要

琵琶湖環境部

事業名	補正予算額 (現計予算額)	説明
<p>【環境政策課】</p> <p>管理運営費 (琵琶湖博物館)</p>	<p>3,560 (621,325)</p> <p>国 9,260</p> <p>⊖ △5,700</p>	<p>1 管理運営費 3,560</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策関連】 琵琶湖博物館の管理運営を行うとともに、効果的な広報を行う。</p> <p>291,154 → 294,714</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に伴うキャッシュレス決済導入等による増額</p>
<p>【琵琶湖保全再生課】</p> <p>琵琶湖総合保全対策費</p>	<p>△5,205 (134,522)</p> <p>⊖ △5,205</p>	<p>1 湖沼問題の解決に向けた国際協力と情報発信 △5,205</p> <p>国内外の湖沼を有する地域等との連携を推進し、第18回世界湖沼会議や第9回世界水フォーラムでの発信等を通じて、湖沼を世界の水を巡る議論の主要課題とすることで、琵琶湖の環境保全、さらには世界の湖沼・水環境保全を推進する。</p> <p>9,565 → 4,360</p> <p>第18回世界湖沼会議等の開催延期に伴う減額</p>

事業名	補正予算額 (現計予算額)	説明
<p>【森林政策課・ 森林保全課】</p> <p>湖国のみどりづくり 推進事業費</p>	<p>△82,310 (127,423)</p> <p>繰 △16,887</p> <p>⊖ △65,423</p>	<p>1 全国植樹祭開催準備事業 △81,580 第72回全国植樹祭を滋賀県で開催するため、その準備に係る経費を計上する。</p> <p>125,386 → 43,806 開催延期による事業量の減少に伴う減額</p> <p>2 全国林業後継者大会開催準備事業 △730 第50回全国林業後継者大会（全国植樹祭関連行事）を滋賀県で開催するため、その準備に係る経費を計上する。</p> <p>920 → 190 開催延期による事業量の減少に伴う減額</p>

事業名	補正予算額 (現計予算額)	説明
林野関係公共事業	22,400 (2,733,761) 起 22,400	1 単独治山事業 22,400 令和2年7月豪雨による集中豪雨災害の復旧を図るため、単独治山事業を実施する。 78,000 → 100,400 7月豪雨による被災箇所への対応による増額
林道災害復旧事業費	14,094 (11,649) 国 11,839 起 500 ⊖ 1,755	1 林道災害復旧事業費 11,924 令和2年7月豪雨による集中豪雨災害の復旧を図るため、林道災害復旧事業を実施する。 8,149 → 20,073 7月豪雨による被災箇所への対応による増額 2 単独林道災害復旧事業費 2,170 令和2年7月豪雨による集中豪雨災害の復旧を図るため、単独林道災害復旧事業を実施する。 3,500 → 5,670 7月豪雨による被災箇所への対応による増額

【下水道課】

琵琶湖流域下水道事業会計

<収益的収入および支出>

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
琵琶湖流域下水道事業収益	営業収益	8,758,047	-	8,758,047	他会計補助金 +320 12,958,774 → 12,959,094
	営業外収益	12,958,774	320	12,959,094	
	特別利益	9,079	-	9,079	
	小計 A	21,725,900	320	21,726,220	
琵琶湖流域下水道事業費用	営業費用	20,708,604	89,495	20,798,099	管渠費・ポンプ場費・処理場費 +89,495 20,708,604 → 20,798,099
	営業外費用	859,821	-	859,821	
	特別損失	7,475	-	7,475	
	小計 B	21,575,900	89,495	21,665,395	
収支差引	A - B	150,000	△ 89,175	60,825	

<資本的収入および支出>

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
資本的収入	企業債	3,013,100	-	3,013,100	
	出資金	532,966	-	532,966	
	補助金	5,081,046	-	5,081,046	
	負担金	1,683,856	-	1,683,856	
	固定資産売却代金	18,232	-	18,232	
	小計 C	10,329,200	-	10,329,200	
資本的支出	建設改良費	8,763,092	-	8,763,092	返還金 +191,632 846,448 → 1,038,080
	企業債償還金	4,108,160	-	4,108,160	
	返還金	846,448	191,632	1,038,080	
	小計 D	13,717,700	191,632	13,909,332	
収支差引	C - D	△ 3,388,500	△ 191,632	△ 3,580,132	

水草対策（刈取・除去）事業費予算の補正について

平成15年度から使用してきた水草たい肥化用地（借地）が、今年度、売却されることになったため、別の土地を借地し使用するにあたり、支出する科目の追加と事業内の予算配分の調整を行うもの。

1. 支出する科目の追加

これまで使用してきた水草たい肥化用地は、県と一体となって水草の刈取・除去へ有効利用を行う淡海環境保全財団が、借地し、事業を行ってきた。しかし、今年度、新たに借りる土地について、所有者と長期の借地契約を前提に交渉した結果、県が契約者になる必要が生じたため、新たに「使用料及び賃借料」を科目に追加し、従前、財団への委託料に含めていた借地料を、これに流用する。

（「委託料」から「使用料及び賃借料」への流用額：392千円）

2. 事業内予算配分の調整

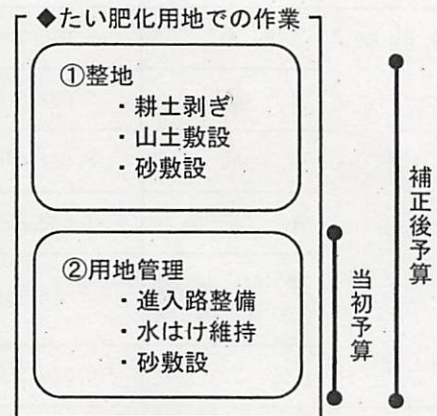
たい肥化用地の変更に伴い、下記(1)および(2)について水草刈取（表層刈取）事業および水草除去（根こそぎ除去）事業の予算内で配分の再調整を行う。

(1) たい肥化用地での作業量変更

たい肥化用地では、重機を走行させるため、①整地を行った上で、②毎年、進入路を整備するなど用地管理が必要である。（右図）

従前の土地は、既に①が実施済みであり、当初予算は②のみを計上していたため、新たな土地を使用するにあたり、①にあたる作業に対する費用を増額する。

〔業務管理・有効利用等委託料の計：12,939千円増〕



(2) 水草刈取量、水草除去量の変更

新たな土地を使用するまでの調整に要した期間に予定していた水草除去事業と、今後の水草繁茂の見通しを踏まえた水草刈取事業に係る費用を減額する。

今年度の水草は、過去の大繁茂に比べると少ない状況で推移しており、今後の水草除去事業の実施により、水草刈取事業の必要事業量は一定抑えられると見通している。

〔水草刈取事業：5,389千円減
水草除去事業：7,550千円減〕

